

山口県報

平成27年
10月9日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)……………一
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件)
(環境政策課)……………一
- 生活保護法の規定に基づく施術機関の廃止の届出(厚政課)……………五
- 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………五
- 漁業災害補償法第二百五条の三第一項第二号の規定による一定の区域の設定に関する
告示の一部改正(団体指導室)……………五
- 保安林予定森林(森林整備課)……………六
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路建設課)……………六
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………七
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)……………八
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………八
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………八
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)……………八
- 平成二十七年第二回山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産振興課)……………〇
- 建築士の免許の取消し(建築指導課)……………一
- 公安委告示
警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施……………一

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第六十二号

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山口県立自然公園条例施行規則(昭和三十五年山口県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号に次のように加える。

又 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県立自然公園条例施行規則第十五条第一号又の規定する太陽光発電施設であつて、この規則の施行の際現に新築し、改築し又は増築する行為に着手されているものについては、同号又の規定は、適用しない。

山口県告示第三百五十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年十月九日から同月二十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
住 所 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 セントラル硝子株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	能力	構造			使用の方法		
		工事着手年月日	工事完成年月日	使用開始年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要
二七―イ	($\frac{t}{日}$) 六〇	平成二七― 一	平成二七― 一	平成二七― 一	連続二四時間	変動なし	
二七―エ	($\frac{N^3}{日}$) 一・八	平成二八― 一	平成二八― 九、三〇	平成二八― 一〇、一	〃	〃	

備考 「二七―イ」及び「二七―エ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量(m^3)
	化学的酸素要求量(mg/l)	浮遊物質量(mg/l)	
二七―イ	七	一〇〇	八四〇
二七―エ	一	五	四

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

- 四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	排水処理施設		〃		中 和 槽		凝 集 沈 殿 槽		沈 殿 池	
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
種 類	排水処理施設		〃		中 和 槽		凝 集 沈 殿 槽		沈 殿 池	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
構造	通	水素イオン濃度 (水素指数)	通	化学的酸素要求量 (mg/l)	通	浮遊物質質量 (mg/l)	通	窒 素 (mg/l)	通	燃 料 値 (mg/l)
能 力 (t/日)	常	最大	常	最大	常	最大	常	最大	常	最大
処理の方式	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
間使用時間	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一日使用時間	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
季節的変動の概要	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
工事着手予定年月日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
工事完成予定年月日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
使用開始予定年月日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
汚水等の一日当たりの量 (m ³)	通	常	通	常	通	常	通	常	通	常
	最大	〃	最大	〃	最大	〃	最大	〃	最大	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類
構造	鉄 製	樹脂ライニング・コンクリート製	コンクリート製	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
能 力 (t/日)	一六八〇〇	七二〇	一四、四〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
処理の方式	沈殿・中和	中 和	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
間使用時間	連 続	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一日使用時間	二 四 時 間	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
季節的変動の概要	変 動 な し	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
工事着手予定年月日	(既 設)									
工事完成予定年月日	(既 設)									
使用開始予定年月日	(既 設)									

凝集沈殿槽	処理後	処理前	処理後
	八・四	八	八・四
	九・七	〃	〃
	〃	七	〃
	二〇	〃	〃
	一六	〃	〃
	二五	〃	一、〇〇〇
	〃	〃	〃
	五六	〃	〃
	〃	〃	〃
	一	〃	〃
	〃	〃	〃
	二、六九〇・三	二、八四八・一	〃
	一六四・三・六	〃	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
八・四	七・五	通 常	通 常	通 常
〃	九・六	最 大	最 大	最 大
七	六	通 常	通 常	通 常
二〇	一五	最 大	最 大	最 大
一六	一五	通 常	通 常	通 常
二五	二〇	最 大	最 大	最 大
三〇	四	通 常	通 常	通 常
五六	一三	最 大	最 大	最 大
〇・三	〇・二	通 常	通 常	通 常
一	〇・三	最 大	最 大	最 大
一四	〇・五	通 常	通 常	通 常
一四、四五六・一	一〇、三〇〇	最 大	最 大	最 大
一六、四一三・六	一四、四〇〇	最 大	最 大	最 大

山口県告示第三百六十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年十月九日から同月二十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日産化学工業株式会社
- 住 所 東京都千代田区神田錦町三丁目七番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日産化学工業株式会社小野田工場
- 所在地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	使用の方法	備考 「四六一イ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。	
			工事着手年月日	工事完成年月日
四六一イ	九・二	断続二四時間変動なし	平成二七、一、二二	平成二七、一、二〇

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
四六一イ	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
九・一	一〇、六	四三、〇〇〇	九・二
		五二、〇〇〇	
	検 出 せ ず	検 出 せ ず	
	通 常 最 大	通 常 最 大	
	三三〇	三五〇	
	〇・五九		
	通 常 最 大	通 常 最 大	
	九・二		

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
八、六			
一三	通 常 最 大	通 常 最 大	
一九	通 常 最 大	通 常 最 大	
二〇	通 常 最 大	通 常 最 大	
三〇	通 常 最 大	通 常 最 大	
二	通 常 最 大	通 常 最 大	
六	通 常 最 大	通 常 最 大	
九	通 常 最 大	通 常 最 大	
一・四	通 常 最 大	通 常 最 大	
二二、〇七三・三二二、七七三・九	通 常 最 大	通 常 最 大	

山口県告示第三百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術機関から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年十月九日

施術者の氏名 土田 博光
 名称 えくぼ整骨院
 所在地 山口市平井六〇〇の九
 廃止年月日 平成二七、七、三一

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第三百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十月九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第三百六十三号

漁業災害補償法第百二十五条の三第一項第二号の規定による一定の区域の設定に関する告示（昭和六十三年山口県告示第八百号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月九日

施術者の氏名 三谷 将
 名称 えくぼ整骨院
 所在地 山口市平井六〇〇の九
 指定年月日 平成二七、八、一

山口県知事 村岡 嗣政

区	宇部岬第一加入	宇部岬第二加入	宇部岬第三加入	宇部岬第四加入
山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市八王子町一番及び岬町三丁目の区域	山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市八王子町二番、三番及び一五番の区域	山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市八王子町一番及び一三番の区域	山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市八王子町二番、九番、一〇番及び一四番の区域	山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市八王子町八番

一の表中

区	宇部岬第五加入	山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市明神町一丁目二番、明神町二丁目七番及び八王子町一二番の区域
区	宇部岬第六加入	山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市岬町二丁目九番並びに八王子町五番、六番及び七番の区域
区	宇部岬第七加入	山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市昭和町四丁目、明神町一丁目五番、岬町一丁目並びに岬町二丁目八番及び一二番の区域
区	宇部岬第八加入	山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市明神町一丁目六番、八番及び一〇番の区域
区	宇部岬第九加入	山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市明神町二丁目五番、六番、九番、一〇番及び一一番の区域
区	宇部岬第十加入	山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市草江四丁目、則貞六丁目、亀浦三丁目及び亀浦四丁目の区域

に改める。

山口県告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十七年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
美祢市美東町大田字下鎧ケ市五二四の二
- 二 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

保安林予定森林の所在場所

- 山口市阿東生雲中字下地四七八、五二二、五二六の一、五二七、五三二の一、五三二の一、五三三の一、五三四の一、五三六の一、五四一の三、一四三八の一、字北郷五二四の一、五一八、五二〇の一、五二二の二から五二二の五まで、一一三三の一、一一五九、字開原五一七、一一〇七の一、字下ノ浴五四一の二、五四一の五から五四一の三まで、五四一の一五、五四一の一七、五四一の一九、五四一の二一、五四一の二三、五四一の二五から五四一の三〇まで、五四一の三二、五四一の三四、五四一の三七、字井手ケ原五四三の一、字右仏一四四〇、一四四一、一四四二の一

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、県道岩国大竹線道路改良（森ヶ原第一トンネル）工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十七年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 県道岩国大竹線道路改良(森ヶ原第一トンネル)工事
- (一) 工事場所 岩国市御庄字久津神地内
- (二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	一八九・〇メートル	一〇・七五メートル(車道六・五メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十七年十月八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が九百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し

- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
 - 申請書等の提出場所
 - (三) 山口県岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号
 - (四) 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成二十七年十月九日から同年十一月二日までの午前九時から午後四時三十分まで
 - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十七年十一月十三日までに発送する。
- 四 その他
この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所(電話〇八二七―二九一―一五四〇)にすること。

山口県告示第三百六十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十七年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
 - 小泊(1)地区
- 二 区域の範囲
 - 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	長 野 小 泊	一五二五の一 一五二四 四八五の一	一号 二号 三号	

〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
一五二六の二	一五二七の一	一五二九の一	一五三三
四号	五号	六号	七号

山口県告示第三百六十七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成七年山口県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

室の木町四丁目②地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	室 の 木 町 四 丁 目	四 九 四 の 一 一	一 号
〃	山 手 町 二 丁 目	一 〇 〇 〇 六 の 五	二 号
〃	〃	一 〇 〇 〇 六 の 八	三 号
〃	〃	八 八 三 の 一 六 〇	四 号
〃	〃	八 八 三 の 一 六 〇	五 号
〃	〃	八 八 三 の 一 六 〇	六 号
〃	〃	八 八 三 の 一	七 号
〃	〃	八 八 三 の 一	八 号
〃	室 の 木 町 四 丁 目	四 九 四 の 一	九 号
〃	〃	四 九 四 の 一 七	十 号

(二八五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年十一月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 優愛会

代 表 者 の 氏 名 稲葉 武史

主たる事務所の所在地 下関市菊川町大字上田部五二五番地

三 定款に記載された目的

障がい者に対して生活支援や就労支援など福祉サービスに関する事業を行い、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように支え、障がい者福祉の向上を図ることにより、社会全体の利益の増進に寄与すること。

(二八六) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十七年十月九日から平成二十八年二月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)平田ショッピングセンター



所在地 岩国市南岩国町二丁目七六番二七号
 二 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

十川 秀子 大阪府枚方市茄子作一丁目四〇番四号
 十川 孝之 〃 〃 北楠葉町二番八号
 十川 尚之 〃 〃 岡山手町一五番二五号
 油屋 正義 岩国市横山三丁目二番二二号
 油屋ひろ子 〃 〃 横山一丁目一番四号
 株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 富永 幸朗
 株式会社中央フード 岩国市尾津町五丁目一番一号 上野 明弘
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を 設置する者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	大規模小売店舗において小 売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
	株式会社中央フード	岩国市今津町二丁目 四番八号	〃 〃 〃	岩国市尾津町五丁目 一番一号

四 届出年月日
 平成二十七年九月十五日
 五 変更年月日
 平成二十五年一月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称)平田ショッピングセンター
 所在地 岩国市南岩国町二丁目七六番二七号
 二 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

十川 秀子 大阪府枚方市茄子作一丁目四〇番四号
 十川 孝之 〃 〃 北楠葉町二番八号
 十川 尚之 〃 〃 岡山手町一五番二五号
 油屋 正義 岩国市横山三丁目二番二二号
 油屋ひろ子 〃 〃 横山一丁目一番四号
 株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 富永 幸朗

株式会社中央フード 岩国市尾津町五丁目一番一号 上野 明弘
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を 設置する者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名	変 更 前	変 更 後
	株式会社岩崎宏健堂	〃	河戸憲一郎	富永 幸朗
	〃	〃	周南市福川三丁目一 八番二二号	周南市下一の井手五 六三六の五
	〃	〃	河戸憲一郎	富永 幸朗

四 届出年月日
 平成二十七年九月十五日
 五 変更年月日
 平成二十五年十一月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称)平田ショッピングセンター
 所在地 岩国市南岩国町二丁目七六番二七号
 二 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

変更に係る事項	大規模小売店舗において小 売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
	株式会社岩崎宏健堂	〃	〃
	株式会社中央フード	〃	〃

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	秋山 達也
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	上野 明弘
株式会社中央フード	

四 届出年月日

平成二十七年九月十五日

五 変更年月日

平成二十六年十月七日

(二八七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年五月二十六日山口県公告(一六二)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年十月九日から同年十一月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグストアモリ宇部沖ノ旦店

所在地 宇部市大字沖ノ旦八三二の一

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。

(二八八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年五月二十九日山口県公告(一六五)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年十月九日から同年十一月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 DCMダイキ宇部店

所在地 宇部市明神町二丁目二番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二八九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年五月二十九日山口県公告(一六六)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年十月九日から同年十一月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク三田尻店

所在地 防府市大字新田一一の五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二九〇) 平成二十七年第二回山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成二十七年第二回山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

平成二十七年十月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習会の種別

家畜人工授精に関する講習会

二 開催場所

防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター農業担い手支援部
美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部

三 開催期間
平成二十七年十一月四日(水曜日)から同年十二月四日(金曜日)まで
四 受講者の定員
十五人

五 講習に係る家畜の種類
牛

六 講習科目

区 分	学 科		科 目
	一般科目	専門科目	
実 習	畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規	生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付けの理論 人工授精	家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 人工授精

七 受講申込書の提出期限
平成二十七年十月二十二日(木曜日)

八 受講の手続
講習を受けようとする者は、受講申込書を住所を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定
受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料
一万八千四百十円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。
この収入証紙には、消印をしないこと。

十一 その他
この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課(電話〇八三一九三三―三四三四)又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ

(二九二) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成二十七年十月九日

山口県知事 村岡 嗣政

氏 名	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
新谷欽四郎	二級建築士又は 木造建築士の別 第三九八三号	平成二七、一〇、一	死亡



山口県公安委員会告示第四十四号

警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

平成二十七年十月九日

山口県公安委員会

一 審査を行う警備業務の種類及び級並びに審査の定員
(一) 種別及び級

- 空港保安警備業務(一級)、空港保安警備業務(二級)、施設警備業務(一級)、施設警備業務(二級)、施設警備業務(二級)、交通誘導警備業務(一級)、交通誘導警備業務(二級)、核燃料物質等危険物運搬警備業務(一級)、核燃料物質等危険物運搬警備業務(二級)、貴重品運搬警備業務(一級)及び貴重品運搬警備業務(二級)

(二) 定員 五十人

二 審査の日時及び場所
日 時 場 所
平成二七、一一、一一 午前九時から正午ま 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

三 審査の対象者
警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。)附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則

(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。)第一条第一項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に合格した者(次のいずれかに該当する者を除く。)

(一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員

(二) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者(一)に掲げる者を除く。)

四 審査の方法

学科試験及び実技試験により行うものとする。

五 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十七年十月十九日(月曜日)から同月二十三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

六 審査申請書の提出先

(一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者
山口県内の最寄りの警察署

(二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者
山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

七 提出書類

(一) 審査申請書(規則附則別記様式によること。)

(二) 添付書類

1 六の(二)に該当する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面

2 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)

3 旧規則第八条の合格証の写し

八 審査手数料

四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 その他

(一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。